

諮問庁：人事院総裁

諮問日：平成29年12月19日（平成29年（行情）諮問第487号）

答申日：平成30年10月11日（平成30年度（行情）答申第255号）

事件名：特定年度に作成又は取得された事務引継書等の開示決定に関する件
（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28, 29年度に作成又は取得された事務引継書等（前任者又は後任者のいずれかが行政職俸給表（一）5級以上の職員であるものに限る。）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，人事院事務総長引継書（以下「本件対象文書」という。）を特定し，開示した決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年9月29日付け事総－394により人事院事務総長（以下「人事院事務総長」又は「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について，開示決定された文書以外にも存在する文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

事務引継書が1名分しか存在しないという決定は不自然である。他の職員についても事務引継書がなければ，前任者から業務遂行の方法や未処理事項，懸念事項などが伝達できず，業務遂行が著しく困難となる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求対象文書について

- （1）審査請求人は，宛先人事院事務総局事務総長（官房部局の長），職員福祉局長，人材局長，給与局長，公平審査局長に対し，平成29年8月29日付け行政文書開示請求書で「平成28, 29年度に作成又は取得された事務引継書等（前任者又は後任者のいずれかが行政職俸給表（一）5級以上の職員であるものに限る。）」として開示請求を行った。
- （2）上記請求書を受理した人事院事務総局総務課（情報公開担当。以下「事務総局総務課」という。）は，当該文書の保有について，速やかに各宛先に対し，開示請求書の写しを送付する方法で照会し，対象文書の有無の確認を行ったところ，当該文書については，官房部局が開示請求

の対象として「人事院事務総長引継書」を特定し、同年9月29日付け行政文書開示決定通知書を審査請求人に送付した。

2 審査請求人が主張する本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人は、事務引継書が1名分しか存在しないという決定は不自然である、他の職員についても事務引継書がなければ、前任者から業務遂行の方法や未処理事項、懸念事項などが伝達できず、業務遂行が著しく困難となる、開示決定された文書以外にも存在する文書の開示決定を求めると主張している。

3 審査請求人の主張についての検討

(1) 審査請求人は、原処分について、事務引継書が1名分しか存在しないという決定は不自然であると主張する。しかしながら、人事院においては、行政文書の保存基準として、各課等の標準文書保存期間基準を定めているところ、このうち、事務総局総務課の標準文書保存期間基準において、総裁事務引継書及び事務総長事務引継書を行政文書として保管することと定めていることから、両文書が開示対象文書となるべきものである。しかしながら、審査請求人の請求は「平成28年、29年度に作成された」ものに限定しており、当該期間中に作成された引継書は、平成29年6月作成の事務総長事務引継書の1件のみであり、これを対象文書に特定したものである。

(2) また、審査請求人は、他の職員についても事務引継書がなければ、前任者から業務遂行の方法や未処理事項、懸念事項などが伝達できず、業務遂行が著しく困難となると主張するが、人事院においては、事務引継ぎの実施方法について特段の規程等はなく、引継ぎは専ら各職員間において口頭での説明により行われており、上記文書以外に行政文書としての資料を作成又は共用等していない。また、「事務引継書」は、公文書等の管理に関する法律4条に定める「文書を作成しなければならない場合」の一～五のいずれにも該当するものではない。

なお、担当者によっては簡易なメモを作成し、前任者から後任者へ渡している場合も考えられるが、あくまでも前任者個人の判断で便宜的に作成され、個人の参考として使用されるものであり、また、引継ぎ終了後、メモが不要となった時点で、前任者又は後任者個人の判断で廃棄されるものであることから、作成・利用・保存・廃棄のいずれの過程においても組織として何ら関与しておらず、これらの簡易なメモは、法2条2項に定める「組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」には当たらないものとして取り扱ってきている。

4 結論

以上のとおり、本件対象文書を「人事院事務総長引継書」と特定し、全部開示したことについては理由があり、処分庁が行った原処分は妥当

である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成30年6月4日 審議
- ④ 同月25日 審議
- ⑤ 同年7月30日 審議
- ⑥ 同年9月18日 審議
- ⑦ 同月28日 審議
- ⑧ 同年10月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

- (1) 本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、人事院事務総長引継書（本件対象文書）を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、事務引継書が1名分しか存在しないのは不自然であり、本件対象文書以外にも文書が存在するとして、その開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

- (2) なお、本件開示請求は、人事院事務総長のみならず、職員福祉局長、人材局長、給与局長及び公平審査局長に対しても、本件請求文書の開示を求めたものであるところ、これに対する開示決定等については、処分庁である人事院事務総長において原処分を行ったにとどまる。

この点につき、人事院規則2-12（人事院の職員に対する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任）をみると、同規則1条において、人事院総裁は、法17条の規定により、事務総長、局長等に法第2章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる旨を定めており、これを受けて、平成13年3月23日付け人事院公示第5号により、法第2章に定める権限又は事務のうち、開示請求の受付（法3条及び4条1項）並びに手数料の徴収（法16条1項）並びに手数料の減額及び免除（同条3項）以外のものについて、内部部局（委員会等を含む。以下同じ。）のうち、総務課、企画法制課、人事課、会計課、国際課及び事務総局に置く参事官（以下「総務課等」という。）の所掌に係るものについては人事院事務総長に、内部部局のうち、総務課等以外の部局又は機関に係るものについては各局長に、それぞれ委任されていることが認められる。

そうすると、上記の法第2章に定める行政文書の開示決定等に係る権

限又は事務に関する委任の定めによれば、本件開示請求に対しては、人事院の職員福祉局、人材局、給与局及び公平審査局においても、本件請求文書に該当する文書を保有しているかどうかについて検討した上で、それぞれの局の長において、開示決定等を行うべきであったといえる。しかるに、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによると、本件開示請求については、人事院事務局（内部部局のうちの総務課等を指す。以下同じ。）において、本件請求文書に該当する文書を保有していたことから、人事院事務総長を処分庁として原処分を行い、本件請求文書に該当する文書を保有していないとする各局の長においては、該当文書の保有の有無についての確認は行ったが、不開示決定は行わなかったとのことである。

したがって、以下においては、人事院事務局において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているか否かについてのみ判断することとする。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書について

当審査会において、諮問書に添付された本件対象文書（写し）を確認したところ、本件対象文書は、「人事院事務総長事務引継書」と題する平成２９年６月１日付けの文書（表紙等も含めて１１枚）であり、その記載内容から、人事院事務総長の人事異動に伴い、前任者が後任者に対し、事務の引継ぎを行うに当たって、人事院の各部局ごとの当面の主な課題について説明するために交付した文書であると認められるから、これが本件請求文書に該当する文書であることは明らかである。

（２）諮問庁の説明

本件対象文書の特定の経緯等に関する諮問庁の説明は、上記第３の１及び３のとおりである。

（３）検討

ア 諮問庁から人事院行政文書管理規程及び総務課標準文書保存期間基準（事務局総務課作成のもの。以下同じ。）の提示を受け、当審査会においてこれを確認したところによると、人事院においては、行政文書の保存期間基準として、各課等の標準文書保存期間基準を定めており、このうち、総務課標準文書保存期間基準においては、総裁事務引継書及び事務総長事務引継書を行政文書として保管する旨定めていることが認められるところ、これらの事務引継書に関し、審査請求人が開示を求める「平成２８年、２９年度に作成又は取得された」ものに該当するものとしては本件対象文書のみである旨の諮問庁の説明を覆すに足りる事情はない。

イ そして、人事院事務局においては、事務引継ぎの実施方法につい

て特段の規程等はなく、上記ア以外の事務引継ぎは、専ら職員間において口頭での説明により行っており、事務引継ぎのための行政文書としての資料を作成又は共用等していない旨の諮問庁の説明についても、これを覆すに足りる事情はない。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、人事院における行政職俸給表（一）５級以上の職員中の平成２８年度及び平成２９年度に異動した者のうち、事務総局総務課職員を対象とした調査を行ったが、該当する職員のいずれから、事務引継ぎのための文書の存在を確認できなかったとのことであり、その他、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる特段の事情もない。

ウ 以上によれば、人事院事務総局において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 付言

本件開示請求に対しては、人事院事務総長のみならず、職員福祉局長、人材局長、給与局長及び公平審査局長においても、それぞれの局において本件請求文書に該当する文書につき開示決定等を行うべきであったにもかかわらず、人事院事務総長のみを処分庁として原処分を行っただけで、上記の各局の長において開示決定等を行わなかったことは、上記１（２）のとおりであり、この点に関し、審査請求人に対して情報提供又は本件開示請求の補正を求めた形跡もないから、このような取扱いは、上記１（２）の法第２章に定める行政文書の開示決定等に係る権限又は事務の委任に関する定めにも照らし、不適切なものといわざるを得ない。

人事院においては、本件開示請求の内容を的確に把握した上で、適切に対応することが望まれる。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、人事院事務総局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史